

6 総務省

令和7年2月27日（木）14：30 現在

総 務 省

岩手県大船渡市の林野火災に関する被害状況等について（第2報）

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者（サービス名）	被害状況等
固定	NTT 東日本	・被害情報無し
	NTT 西日本	・被害情報無し
	NTT コミュニケーションズ	・被害情報無し
	KDDI	・被害情報無し
	ソフトバンク	・被害情報無し
携帯電話等	NTT ドコモ	・ <u>エリア支障なし</u> ※合計1局停波 （内訳）岩手県 1局
	KDDI (au)	・1市の一部エリアに支障あり ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり <u>岩手県（1市）</u> <u>大船渡市</u> ※役場エリアに支障なし ※合計2局停波 （内訳）岩手県 2局
	ソフトバンク	・1市の一部エリアに支障あり ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり <u>岩手県（1市）</u> <u>大船渡市</u> ※役場エリアに支障なし ※合計3局停波 （内訳）岩手県 3局
	楽天モバイル	・被害情報無し

（注）各事業者に被害状況を確認済。固定は、事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：被害情報無し
- ・市町村防災行政無線：被害情報無し

（注）自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

<地上波（テレビ・ラジオ）>

- ・被害情報無し

<ケーブルテレビ>

- ・被害情報無し

<コミュニティ放送>

- ・被害情報無し

3. 郵政関係

<窓口業務関係>

- ・窓口休止（岩手県1局）

<配達業務関係>

- ・被害情報無し

Ⅱ 総務省の対応状況

- 2月27日（木）0時00分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置

<電波利用料>

2月27日（木）以降、災害救助法の適用地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 放送関係

（1）NHK

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和7年2月から令和7年3月まで（2か月間）の放送受信料を免除。

（2）（株）WOWOW

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、視聴不能による視聴料免除等に係る質問について、個別に対応。

（3）（一社）衛星放送協会・スカパーJ S A T（株）

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、加入者から申し出があり、被災状況によって視聴が困難と認められた場合に、視聴料等を免除。

2. 日本郵政グループ関係

災害救助法が適用された地域を対象に、非常取扱いの実施

- ・通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等
- ・保険金の支払い等の非常取扱い等

大臣官房総務課防災・調整係
電 話 03-5253-5090
F A X 03-5253-5091